#### 開会 午前 9時00分

開 会

議長(板谷 信君) ただいまから平成21年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。

開議

議長(板谷 信君) これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長(板谷 信君) なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

#### 諸般の報告

議長(板谷 信君) 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月2日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案17件が町長から提出されております。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 町長挨拶及び行政報告

議長(板谷 信君) 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして、ごあいさ つがあります。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) おはようございます。

本日は、平成21年第4回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御出席をいただき開催できますことを厚くお礼を申し上げます。

去る12月3日には、知事広聴「平太さんと語ろう」が開催されました。大勢の傍聴者をお迎えして、各界の代表8名の発言者がそれぞれの立場から意見発表や提言を行いました。さまざまな分野で頑張っておられる皆様からの御発言に川勝知事も熱心にお答えくださり、これからの行政を進める上で大変参考になるものがありました。知事からは、「グリーンティー・ガーデン・シティー構想」や、その大きな柱として折江省竜泉市との姉妹都市提携の御提言をいただきました。

12月5日には年末の風物詩ともなっております「市町村駅伝大会」が開催され、川根本町の選手たちも力強い走りを見せ、大変立派な成績をおさめることができました。議員の皆様も何名か応援に駆けつけてくださいましたが、沿道から、あるいはテレビの前で声援を送ってくださった皆様の御期待にこたえて、全体では41チーム中34位、町村の部では14チーム中9位、そして前年度から大幅にタイムを縮めることができ、敢闘賞をいただくことができました。選手たちはもとより、選手たちのコンディションの調整に細心の注意を払いながら指導に当たってこられた監督、コーチ、そしてそれらを支えられた御家族の皆様、実行委員会の皆様はか関係者の皆様のチームワークが大変よかった、その結果であったと思います。関係の皆様には、まずは「お疲れさまでした」と申し上げるとともに、「おめでとうございました」、そして「ありがとうございました」と申し上げるとともに、「おめでとうございました」、そして「ありがとうございました」と申し上げたいと思います。

知事広聴、駅伝大会の成果は、国民文化祭「神楽フェスティバル」や「奥大井ふるさとまつり」、「産業文化祭」の成果とともに、今後のまちづくりに必ずや活かされるものと信じております。

私は、富士山・静岡空港の開港に伴って、南アルプスに至る大井川を軸とした広域的連携の必要性と連携を深める中で、川根本町の地域資源を磨くことの大切さを申し上げてきましたが、今回の知事広聴の中で、川勝知事はかねてから我が国の国土を「ガーデンアイランド」とおっしゃっておられますが、空港のある牧の原台地から大井川沿いに茶園が広がる一帯の振興策を「グリーンティー・ガーデン・シティー」という表現で提言されました。

川根本町では大井川沿いに続く道路に沿って広がる茶園を「川根お茶街道」とも呼んできました。国土交通省では、郷土愛をはぐくみ、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創生する運動を促し、もって地域活性化、観光振興に寄与し、国土の再興につながることを目的として「日本風景街道」を推進しております。

空港から南アルプスへの一帯を「グリーンティー・ガーデン・シティー」ととらえ、この「グリーンティー・ガーデン」の中を大井川、大井川鉄道、道路がくねりながらつないでおります。この南北の軸を「大井川・南アルプス風景街道」とする、そこには人々の暮らしがあり、さまざまな歴史や文化をはぐくんできました。長い時間をかけてはぐくまれてきた自然、歴史、文化、産業、人情など、固有の土地柄といいますか地域に内在する資源を掘り起こし、見直し、さらに磨きをかけていきたいと思います。地域個性を際立たせることによっ

て、他地域との差別化を図り、地域間競争時代を生き抜いていく必要があると考えるからで あります。

また、島田市、静岡市、あるいは周辺市町との連携をより深め、かつ強固にしていかなければなりません。面的な広がりを持たせる必要があるからです。グローバル時代にあっては、さらに全国へ、そして世界へと向けて発信していく必要があります。知事が間を取り持ってくださるということでもありますので、中国折江省竜泉市との友好姉妹都市提携についても積極的に推進し、川根茶ばかりでなく川根本町そのもののブランド化につなげていきたいと考えております。

現在、平成22年度の当初予算編成に取り組んでいるところであります。世界同時不況の影響を受け、戦後最悪ともいえる経済危機に直面したことから、当面は景気対策との方針のもと、昨年秋から一連の景気対策を講じてきておりますが、これに伴い財政は急速に悪化するとともに、税収減等から長期債務残高は816兆円となる見込みであり、さらに深刻化する見通しとなっております。これらを踏まえ、持続的な経済成長と財政の健全化の両立を図るため、「経済財政改革の基本方針 2 0 0 9」で無駄の排除など、歳出改革を継続しつつ、安全・安心を確保するために社会保障の必要な修復をするなど、安心と活力の両立を目指しておりました。

ところが、前回の衆議院選挙の結果、民主党が勝利し新政権が誕生し、政権交代前に概算要求された平成22年度予算を抜本的に見直し、予算の全面的な組みかえに着手する方針が明らかにされました。さらに国の予算、制度、その他行政全般のあり方を刷新するとともに、国と地方公共団体及び民間の役割のあり方の見直しを行うために、新たな行政刷新会議が設置され、事業仕分けなどの手法が大きな話題ともなりました。

本町においては、実質単年度収支が平成13年度決算から平成17年度までの5年間は赤字が継続し、財源不足を基金の取り崩しに頼らざるを得ない財政事情から、平成13年度末の基金残高34億1,470万円が、平成17年度末には23億1,745万円にまで落ち込みました。このような状況を踏まえ、持続可能な行政運営を目指し、町の歳入規模を見据えた緊縮予算の編成・執行と川根本町行政改革大綱に基づくところの実施計画である集中改革プランの推進を図るとともに、依然として高い経常収支比率を低下させるようシーリング制を導入し、需用費の5%削減などを条件とした予算要求とするなど、経常収支比率の抑制に努めてきました。その結果、平成19年度には、町債の繰り上げ償還により、2,372万円の赤字となるものの、平成18年度及び平成20年度は黒字となり、平成20年度は国の景気対策による交付金や、普通交付税における地方再生対策費の加算により、1億5,713万円の黒字とすることができました。

しかし、特別交付税にあっては、特別加算が平成19年度、県合併交付金も平成21年度に終了となるほか、民主党新政権での新年度予算の見直しや国と地方の役割のあり方を見直す行政改革刷新会議などの動向を注視する必要があり、従来と同様の歳入規模が継続して確保できるとは言いがたい状況にあります。

そのような中、町民の多様化するニーズに対応した行政サービスの向上、維持が求められておりますが、限られた財源の中で対応していくためには、依然として高い経常収支比率を抑制することが不可欠であり、制度改正などにより新たな事業を展開していくためには、従前の事業を見直すとともに、真に必要なものの選択を図っていく必要があると考えます。

以上を踏まえ、財政状況を十分認識し、コスト意識を持ち積極的な事業の見直しによる行政全般にわたる改革を目指し、的確な予算編成となるよう努めていきたいと考えるものであります。

基本的な事項については、歳入規模に応じた中で、総合計画に基づいた当初予算とすること、集中改革プランへの提言を踏まえ、事業を検証し、効率性、経済性を追求すること、総合計画等の効率的な展開を図るとともに、着実な推進に取り組むため、総合計画に基づく実施計画ヒアリングを受けないものは原則予算化しないこととし、新たな事業を実施する場合は、従来から実施している事業との目的や必要性を十分検証し、真に必要な事業を選択すること、予算の概算要求額、いわゆるシーリングを引き続き設定し、一般財源枠については21年度当初予算額以内を目指すことなどに留意しながら、予算編成に当たっていきたいと考えるものであります。

今回提出する議案は、公の施設の指定管理者の指定に関するもの9件、補正予算5件、その他条例関係など4件、計18件であります。よろしく御審議の上、御採択くださいますようお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(板谷 信君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、小籔侃一郎君、6番、原田全修君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長(板谷 信君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの10日間に決定しました。

## 日程第3 議案第59号 川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金 徴収条例の制定について

議長(板谷 信君) 日程第3、議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例について、提案理由を申し上げます。

議案 1 ページから 2 ページをごらんください。

この条例は、川根本町が施行する携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法の規定により分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものです。

対象となる携帯電話等エリア整備事業については、第2条の定義に規定されているとおり、電気通信事業者による携帯電話のサービス提供が見込めない地域の解消を図るため、国の平成21年度補正予算に計上されている事業を活用して、川根本町が実施する事業であり、具体的には小竹、下河内、壱町河内、文沢の4カ所に携帯電話簡易基地局を整備する事業であります。

納入義務者については、電気通信事業者である株式会社NTTドコモ、分担金の額については、整備事業による補助対象経費の90分の1に相当する額とします。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当した場合の電気通信事業者の負担割合については、平成21年11月6日付総行情第148号総務省自治行政局地域情報政策室長通知により取り扱うよう定められましたので、今回分担金の額を定め、提案するものであります。

今回の補正予算についても、歳入予算11款 1 項22目 1 節、企画費分担金として事業費が確定していないことから、予算科目設定のために1,000円計上しております。また、充当先を歳出予算 2 款 2 項 6 目、情報政策費としておりますことを申し上げます。

以上、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例について説明を終わります。 よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、第1常任委員会に付託したいと思います。 御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、川根本町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第60号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更につい

7

議長(板谷 信君) 日程第4、議案第60号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更について を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第60号、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

議案3ページから4ページをごらんください。

地方税に係る徴収困難な滞納事案の財産調査、滞納処分及び構成団体の職員に対する徴収 義務に関する研修事務、並びに滞納整理に関する相談事務を実施している静岡地方税滞納整 理機構の処理する事務に、平成22年度から新たに徴収業務以外の税務研修事務、軽自動車税 及び自動車取得税の申告書処理等事務を追加する予定であります。

地方自治法第291条の3第1項の広域連合の規約変更に係る協議については、同法第291条の11の規定により、議会の議決を要することと規定されております。そこで、別紙のとおり 規約の改正を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) まず最初に、改正による当町が受けるメリット、デメリットについて、どういうものがあるのかお聞きします。負担額の変化とか、当町の影響などについてです。

2点目は、機構の事務内容が増えるわけですけれども、広域連合の権限拡大・強化につながるものではないかを伺います。

3点目は、徴収業務研修事務と税務研修事務を徴収業務研修事務から税務研修事務に変えるわけですけれども、この違いは何かお聞きします。

4点目ですけれども、支払い能力がない生活困窮者を移管しないことは守られているかど うか、確認いたします。

それから、当町の収納率はどれくらい向上しているのか、その推移について御答弁をお願いいたします。

以上です。

議長(板谷 信君) 税務課長。

税務課長(中澤莊也君) それでは、鈴木議員の質問について、1番目から回答をさせていただきます。

まず、改正よる当町が受けるメリット、デメリットは何かという御質問でございますが、 軽自動車関係税の申告処理事務の一元化に伴う当町におけるメリットは、申告書の審査、申 告書データの作成、申告書の整理保管の事務等が省略できることであります。また、県と市 町村間で重複しております申告書の審査、申告書のデータ作成等の解消、定置場所が移行す る場合など、関係市町村間で行っております新規処理、廃車処理の事務の重複がなくなると 考えられます。それと、住民サービスの向上、事務の効率化という面も図られるというふう に考えております。

当町におけるデメリットということについては、特にございません。強いて言えば、システムの改修に伴う費用の負担や滞納整理機構への負担金の増額が考えられます。徴収事務以外の業務に関する税務研修事務の追加に伴い、各自治体の共通テーマに関する研修の共同開催による職員の質の向上、自己開催、あるいは外部派遣により研修を実施した場合と比較しての共同化による負担経費の減の効果が考えられます。

滞納整理機構への負担金でございますが、軽自動車税関係の申告書処理事務の一元化に伴う負担金は、町村会への負担金が5万8,600円でございましたが、それに比べると10万円ほどの負担増になります。税務研修の共同化に伴う負担金は4万6,000円であります。また、徴収事案移管に伴う負担金は、平成22年度から負担金の根拠に徴収実績割を導入することにより、平成21年度が110万円でありましたが、平成22年度には85万7,000円と24万3,000円の減となり、滞納整理機構への負担金は平成21年度に比べて3万8,000円の減となります。

2番目の質問でございますが、事務内容が増えるが、広域連合の権限拡大・強化につながるのではないかという御質問でございます。

今回の滞納整理機構の規約改正は、地方税の一元化の推進の中で全市町村の要望と同意を 受けて行われるものであり、事務の効率化や研修内容の充実等が図られるが、広域連合の権 限拡大や強化につながるものではないと考えます。

3番目の徴収業務研修と税務研修事務の違いは何かという御質問でございますが、徴収事 務の研修事務は税の徴収に関する法的な知識の習得等の研修であり、徴収業務以外の研修は 課税を公平に行うための知識を徴収するための研修でございます。税務研修における賦課と 徴収の違いというふうに考えられます。

4番目の支払い能力がない生活困窮者を移管しないことは守られているかという質問でございますが、滞納整理機構への移管は移管予告通知にも応答がなく、分納誓約等も履行しない悪質滞納者に対して滞納整理機構へ移管するものであり、納税相談に訪れ、相談の結果生活困窮等と判断された滞納者に対しては、納付猶予や執行停止の措置をとるよう努めております。このような方の案件を今後とも滞納整理機構への移管は行わない考えであります。

当町の収納率はどれくらい向上したか、その推移はということでございますが、滞納整理機構への移管による効果は内容等をより詳細に調査する必要があるかと思いますが、平成19年度における滞納繰り越し分でございますが、13.7%が平成20年度には15.8%と上昇してございます。平成20年の9月末と本年9月末の比較でございますが、徴金免税が6.9%から9.4%に増加し、固定資産税は8.1%から10.3%、国保税は8.1%から9.4%に増加してございます。今後とも、滞納繰り越し分の徴収率は増加していくというふうに見込んでおります。

議長(板谷 信君) 10番。

以上でございます。

10番(鈴木多津枝君) 再質問させていただきます。

今度改正、変更する事務の中身、こういうことについて、地方税の一元化などに向けて、 全市町村の要望を受けて行われるものだというただいま答弁がありましたけれども、全市町 村というところが間違いないか確認させていただきます。

議長(板谷 信君) 税務課長。

税務課長(中澤莊也君) 間違いございません。これは滞納整理機構の運営協議会等で協議された内容でございますので、全市町村の参加ということでございます。

議長(板谷 信君) 10番。

10番(鈴木多津枝君) 運営協議会はいつ、要望した運営協議会がいつ開かれたんですか。 議長(板谷 信君) 税務課長。

税務課長(中澤莊也君) 全3回に行われまして、地方税の滞納整理機構運営協議会というのは実施してございます。最終が9月24日に第3回目を行っております。

以上であります。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号 町道路線の認定について

議長(板谷 信君) 日程第5、議案第61号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第61号、町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページをごらんください。

この道路は、梅高、高郷間の国道362号上長尾バイパスの一部供用に伴い、旧道区間が廃止となりますが、この道路につきましては、梅高集落と高郷集落とを結び、地域住民の生活と密着した道路であるとともに、通学路にもなっていることから、県から移管を受け、町道として管理したく道路法第8条第2項の規定により、町道路線として認定の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

全協でもいろいろ聞いたんですけれども、同じような質問になりますけれども、この高郷バイパスの一部供用開始に伴って生活道路、あるいは通学に必要な現道といいますか、旧国道ですので、町道として町が管理したいということで、町道に認定するんだという説明がありましたけれども、そのときに最大の問題として、今の高郷バイパスが一部分だけつけかえされたために、短い距離で直角のカーブが2カ所もできて、特に元NTT横の直角のカーブと、そこの交差点での事故が多発しているという大変重大な状況が起きています。国道バイパス工事の見通しや、交差点、直角カーブの安全対策などを今後どのように考えているのか伺います。

議長(板谷 信君) 建設課長。

建設課長(大石守廣君) それでは、ただいまの質問につきましてお答えをさせていただきます.

NTT横の直角のカーブや交差点での安全対策をどう考えているかという御質問でございますが、供用開始後は通行する車両も新しい道に慣れていないということもありまして、何件か事故が発生をしております。そのため、標識や白線の改善、またカーブ区間に道路線形等を明示するためにセンターラインに沿いましてポストコーンを設置するなどの対策が講じられてきました。また、供用開始後しばらくの間ですけれども、旧道入口の交差点の中に入り込むような形で大きな矢印の標識が置かれており、大変見通しが悪く、また車も曲がりづらかったということもありましたけれども、現在はその標識も移動をされ、見通しもよくなっております。

こういったような幾つかの点が改善されたことによりまして、最近では事故が発生していないという認識をしております。もちろんこれらの対策だけで十分だとは考えておりませんが、もうしばらくの間このまま状況を観察していきたいと思っております。

また、今後の状況によりましては、車のスピードを抑制するための舗装の改善といったことや、新たな安全対策につきましても検討していきたいと思っております。

それから、根本的な改善策ということにつきましては、何といっても上長尾バイパスの全線開通が一番でありますので、今後も早期着工、早期完成に向けて関係機関に対しまして今まで以上に強く要望してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長(板谷 信君) 10番。

10番(鈴木多津枝君) 根本的には本当に私たちも早期、もう手をつけたからにはあのままでは1日も早く改善をして、直線で走れるような道にしないと、余りにも不自然な形になっていますので、行政、議会挙げて直線になるように新しく、課長が言われたように早期着工、早期完成というのを私たちも目指していかなければいけないんですけれども、行政としてその見通しというんですか、がありましたら教えてください。

議長(板谷 信君) 建設課長。

建設課長(大石守廣君) 見通しということにつきましては、現段階でいつからどういう形で工事が再開されるかという計画は特に立っておりませんが、現在川根本町では、藤城バイパス、青部バイパスということで2本のバイパス工事が現在進められておりますが、一市町村原則1カ所のバイパス工事が原則ということになっておりますので、なかなか上長尾バイパスを新規でということになりますと、なかなか難しい問題でありますけれども、先ほども申しましたけれども、関係機関に対しまして今まで以上に強く要望をして、1日でも早く着工及び完成できますよう要望等していきたいと思っております。

以上です。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第61号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について (川根本町福祉センター)

議長(板谷 信君) 日程第6、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明 を申し上げます。

議案6ページをごらんください。

川根本町本川根福祉センター及び川根本町老人福祉センター憩いの家いずみの施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理者制度により、川根本町社会福祉協議会を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町社会福祉協議会より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の 規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) まず最初に、全協でいただいた資料、収支決算書ですか、見ますと、18年度の差引額は2,520円とわずかに黒字といいますか、残りがあるんですけれども、19年度の決算の繰越額に計上されていません。また、19年度の差引額は23万760円と残額が、差引額があるんですけれども、それも20年度の決算を見ますと繰越収入額で12万4,000円しか入っていません。この理由について、またどのような処理をしているのか。確認したかどうか、答えをお願いいたします。

それから、2点目ですけれども、利用人員一覧表では、多機能室が1,103人から1,128人、889人というふうに下がり、また入浴のほうも445人から19年度は増えて、どちらも増えて762人に増えたんですけれども、20年度は362人へと激減しているわけです。こういう状況で、指定管理者をそのまま継続するという議案が出ているんですけれども、このことについてどのように考えるか、御答弁をお願いいたします。

3点目ですけれども、社会福祉協議会の会長名が当初の配られた議案では森田愛子さんだったんですけれども、全協で芹澤徳治さんへ差しかえられました。指定管理者申請書は会長がまだ森田愛子さんであったため、森田さんの任期は11月30日なので、最初の議案作成時は森田愛子さんの名前で受け取ったという説明でしたけれども、評議員や理事の交代・就任にかかわる評議員会、理事会開催日と議案の提出、承認状況など、説明を聞きましてもなかなか納得できない、どうしてそういう時期に変わったのかなということで、もう少し早くやれなかったのかとか思うわけですけれども、承認状況を、この人事の決まっていく状況を順を追って理事会、評議員会、それぞれ順を追って説明を求めます。

まず、1点目ですけれども、芹澤氏が新理事として評議員会に芹沢氏の名前を出すことを 決めたのはいつのどういう会で決めたのでしょうか。

それから、2点目ですけれども、芹澤氏を新理事として承認した評議員会はいつなのでしょうか。

3点目、同氏を新会長に決めた理事会はいつなのですか。そのとき議会からの充て職となっている議長はだれが出席しておられたのでしょうか。

それから、4点目ですけれども、正副会長交代の議案はいつの何の会で承認されたのか、 そのとき議会からだれが出席していたのか、お聞きします。

次、5点目ですけれども、議会の充て職になっている新評議員や新理事の承認は、いつの何というどの会で承認されたのか伺います。

それから、6点目ですけれども、議案の指定期間は22年4月1日から25年3月31日までとなっており、その前に当然会長交代がわかっていたはず、会長の任期もわかっていたはずですけれども、新会長が決まるまで、この指定管理の議案を、指定の議案を会長のところを空欄にするか、あるいは会長が交代したということを全協の前に議員に差しかえの議案をよこすとか、そういうことがあって当然だと思うんですけれども、そういうことがされなかった

わけですけれども、なぜそういう手続をされなかったのか。この大きい3点、小さい6点についてお伺いいたします。

以上です。

議長(板谷 信君) 答弁の前に10番議員に確認しますけれども、この利用実績、多機能室とそれから入浴、これ年度違っていませんか。18年度、19年度。だんだん減っているように資料にはなっているわけなんです。18年度の実績と19年度の実績が逆になっているのじゃないかなと思いますけれども。

それでは、答弁のほうお願いします。

福祉課長。

福祉課長(柴田光章君) それでは、鈴木議員の質問に対して順次お答えいたします。 まず、1番目の質問でございます。

余剰金と言いますか、繰越金の関係でございますけれども、町と指定管理者との年度協定を結ぶ中で、維持管理経費について見積もりを徴取しまして、それを精査して委託料を決定しております。最終的に管理者が適正に管理し、経費節減に努めた結果出た余剰金については、原則的に返還は求めずに指定管理者が管理することにしております。平成20年度におきましては、光熱水費等が増加したため、余剰金から12万4,000円の負担を求めたものでございます。

質問の2番目でございますけれども、利用一覧でございますけれども、施設の利用が減少しているのはどういったことかということでございますけれども、多機能室ですけれども、趣味的な利用が実際減少しているという状況にあるということがございます。そのほかにも、各地域におけるいろんな事業、例えばいきいきサロンとか、そういった事業に移行したことなどが考えられるということでございます。入浴者の減に関しましても、固定客の高齢化による減少、そんなような影響が出ているのではないかということでございます。

利用者の嗜好といいますか、意識も変化しているということで、順次そういうような減少傾向にあるということがございますものですから、今後の運営改善を図るために、指定管理者に対して住民の要望、意見等を聞きながら、これからの利用改善に努めていくよう要請したいと考えております。

質問の3番目でございますけれども、社会福祉協議会の関係の理事、評議員の関係でございます。

まず、1番目でございますけれども、芹澤氏が新理事として評議員会に出すことを決めたというような内容からでございますけれども、理事でございますけれども、社会福祉協議会の定款の施行細則で6つの選出区分が決められております。この中の社会福祉関係団体の中でございますけれども、保護司会、更生保護女性の会から選出されたということでございます。11月14日に保護司会と更生保護女性の会で協議し、選出されたと伺っております。

2番目でございますけれども、芹澤氏を新理事として承認した評議員会はいつかというこ

とでございますけれども、11月24日に開催しました評議員会で選任されたものでございます。

3番目でございますけれども、同氏を新会長に決めた理事会はいつか、そのときの議会からの充て職になっている議長はだれが出席したかということでございますけれども、12月1日開催の理事会でございます。板谷議長が出席していらっしゃいます。

4番目でございますけれども、正副会長の交代の議案はいつ何会で承認されたかという質問でございますけれども、12月1日の理事会の中で承認されたものでございます。

5番目でございますけれども、議会充て職になっている新評議員や新理事の承認はいつ何の会でされたのかという質問でございますけれども、新評議員につきましては、12月1日の理事会で承認、新理事は11月24日の評議員会で承認されたものでございます。

6番目の議案の提出の関係でございますけれども、指定管理の申請につきましては、11月 24日に提出があったものでございます。11月30日まで森田氏が会長職にあるということです から、議案配付時には正当な代表者だったものでございます。12月1日新会長就任に伴いま して、議案の差しかえをお願いしたものでございます。

以上です。

議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 質問を出しながら、大変複雑なことを聞きましたので、5番目の充て職になっている新評議員や新理事の承認はいつの何会で承認されたのかという質問に対して、新評議員は12月1日の理事会でですね。新理事は同じ12月1日の評議員会、もう一度その確認をします。

議長(板谷 信君) 福祉課長。

福祉課長(柴田光章君) 5番目の承認の関係でございますけれども、新評議員は12月1日の理事会、新理事は11月24日の評議会ということでございます。

議長(板谷 信君) ほかに質疑は。どうぞ、10番。

10番(鈴木多津枝君) 一番最初の質問に対する答弁なんですけれども、余剰金が出ているときに、余剰金は返還しないでということですけれども、決算書に上げてこないというのは、どのような処理をしていたのかということを聞いたんですけれども、どうなんでしょうか。

議長(板谷 信君) 福祉課長。

福祉課長(柴田光章君) こちらの指定管理の関係の決算書には出ませんで、指定管理していただいている団体のほうに管理をお願いしているという会計処理を行っています。

議長(板谷 信君) 3回になりましたけれども。

ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

9番(市川昌美君) 9番、市川です。

この指定管理者の申請書が11月24日に森田さんから出ていますけれども、当然11月30日で 任期が切れるということで、何でこのような手続をとって芹澤氏に代わって、ましてや議案 の差しかえまでやるというのはちょっと不可解な感じがいたしますけれども、その点いかがですか。

議長(板谷 信君) 福祉課長。

福祉課長(柴田光章君) 11月24日に申請書を提出してございます。社会福祉協議会の会長の森田氏でございますけれども、11月30日まではその職にあるということで、11月30日までには正当な代表者という解釈をしておりました。12月1日から新たな会長が決まるということでございましたので、その会長が決まった時点で差しかえをお願いしたということで、手続的にはこの形しかとれなかったというふうに理解しております。

議長(板谷 信君) 9番、市川君。

9番(市川昌美君) 新しい会長は、たしか24日に決まったではないですか。ちょっとちまたのうわさではもう決定的な話を耳にしたものですから、ただなんかこれ時間的に見てもこういう手続をとらなくちゃならないということではないと思いますよね。任期が決まって、それで一応差しかえをやらなければ手続がとれないというものではないと私は思いますけれども、その点もう一度。

議長(板谷 信君) 福祉課長。

福祉課長(柴田光章君) 今回議案を提出するに当たりまして、日程的な問題、それから審査会の関係もありますので、11月の時点で申請を求めたわけでございますけれども、この時点におきましては、正式な会長さん名で出していただいて、評議員会である程度次期理事の選任をしましたけれども、かつての会長さんの任期が11月30日まであるということで、こういう形になったということでございます。

以上でございます。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。小籔君。

5番(小籔侃一郎君) 5番、小籔でございます。

先ほど鈴木議員の質問の中の答弁の中で、ちょっとわかりづらいところがございましたので、もう一度私からお聞きします。

平成18年度差し引き2,520円、19年度、23万760円の繰り越しがございます。それで、ここの説明には翌年度へ繰り越すということが書いてございますけれども、19年度の収入の科目には前年度繰越金という科目さえありません。それから、19年度、23万760円の翌年度へ繰り越すとしてありますけれども、20年度の収入の中に、ここには前年度繰越金という科目はございますけれども、金額が違っております。この説明が先ほど不十分だったと思いますので、お願いいたします。

議長(板谷 信君) 福祉課長。

福祉課長(柴田光章君) 最終的な余剰金の処理の関係でございますけれども、年度協定を 結ぶ中で委託料を決定しておりまして、適正に管理した上で経費節減に努めた場合の余剰金 については、町に返還を求めないで指定管理者が管理していただくというような協定を結ん でおります。こうしたことから、次の年度のほうの決算のところには特別その繰越金は反映 されないというような会計処理をさせていただいております。

議長(板谷 信君) 5番、小籔君。

5番(小籔侃一郎君) 繰越金は指定管理の中で処理されていると言いますけれども、会計帳簿上、前年度繰越金という科目があってしかるべきだと思うんですね。ではなぜ、20年度には前年度繰越金という科目で繰り越されているのか。ここも金額が違いますけれども、年年によって都合のいいような繰越金の処理をしているのではないかと、そんなふうな疑念がわきますけれども、いかがですか。

議長(板谷 信君) 常識的な繰り越しの処理をしていない理由について、答弁をお願いします。

福祉課長(柴田光章君) それこそ、管理委託の形から指定管理という形に切りかわりまして、従来の社会福祉協議会のほうに管理をお願いしているというような状況でございますけれども、今までも申し上げましたように、取り扱い的にはそういった指定管理者のほうで余剰金は管理していただくというような取り扱いを実際してきております。これは事実でございまして、更新期に当たりまして、そのあたりの会計処理については、やはり明確化を図りたいというような考えでございます。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

議長(板谷 信君) 5番、小籔君。

5番(小籔侃一郎君) いかんともわかり難いんですけれども、それでは、19年度のここに 23万760円の差引残金があるということで、翌年度へ括弧して繰り越すとなっておりますけれども、20年度の繰越金が12万4,000円になっているわけを、それでは数字に強い佐藤町長にお伺い申し上げます。

議長(板谷 信君) 質問者を振らないように。注意します。

総務課長、お願いします。

総務課長(小坂泰夫君) ただいまの小籔議員への、また鈴木議員への答弁ということで、 指定管理制度については、今回3年半経過するわけですね。これから3年間の指定管理とい うことがありますので、いわゆる総括的には今度の21年度が最終年度ということになります ので、そのあたりを総括的に整理しまして、繰り越し等の金額等についても、次回の委託ま での整理をさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。いわゆる3年半の指定管理の中で余剰金等があれば、その3年半をこの際、21年度の決算をもって総括的な繰越額というふうな形で整理をできればと思いますけれども。

議長(板谷 信君) 休憩が出ましたので、採用します。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

#### 再開 午前11時05分

議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き審議を行いたいと思います。

本案については、議事の延期を行いたいと思います。最終日の17日に質疑、討論、採決を 行います。

> 日程第7 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について (川根本町高齢者デイサービスセンター)

議長(板谷 信君) 日程第7、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町高齢者デイサービスセンター)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明 を申し上げます。

議案7ページをごらんください。

川根本町中川根高齢者デイサービスセンター及び川根本町本川根デイサービスセンターの施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により川根本町社会福祉協議会を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町社会福祉協議会より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の 規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 本案についても、議事を延期し、最終日の17日に質疑、討論、採決を 行います。

> 日程第8 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について (川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)

議長(板谷 信君) 日程第8 議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明 を申し上げます。

議案8ページをごらんください。

川根本町生きがい対応型デイサービスセンターとして整備してあります老人福祉センター 憩いの家いずみ、高齢者生きがいの郷、高齢者むつみの郷の3施設は、平成18年9月1日か ら指定管理者制度により川根本町社会福祉協議会を指定管理者と定め、施設の管理を行って おります。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町社会福祉協議会より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の 規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 本議案についても、議事を延期し、最終日17日に質疑、討論、採決を 行います。

## 日程第9 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について (川根本町創造と生きがいの湯)

議長(板谷 信君) 日程第9、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町創造と生きがいの湯)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明 を申し上げます。

議案9ページをごらんください。

川根本町創造と生きがいの湯は、平成18年9月1日から指定管理者制度により、川根本町シルバー人材センターを指定管理者と定め、施設の管理を行っております。平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町シルバー人材センターより指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者

を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の 規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 本議案についても、議事を延期し、最終日17日に質疑、討論、採決を 行います。

> 日程第10 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について (川根本町自然休養村管理運営施設)

議長(板谷 信君) 日程第10、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村管理運営施設)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明 を申し上げます。

議案10ページをごらんください。

川根本町自然休養村管理運営施設、奥大井自然休養村管理センターの施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により、川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、川根本町まちづくり観光協会望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村管理運 営施設)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村管理運営施設)は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町自然休養村農林水産物直売所)

議長(板谷 信君) 日程第11、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明 を申し上げます。

議案11ページをごらんください。

川根本町自然休養村農林水産物直売所、寸又峡直売所の施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理者制度により、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月静馬氏を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の 規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町自然休養村農林水産物直売所)

議長(板谷 信君) 日程第12、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を議題とします。

本案について、町から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明 を申し上げます。

議案12ページをごらんください。

川根本町自然休養村農林水産物直売所、三盃直売所の施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により、奥大井ふるさと特産振興会会長、森照信氏を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、奥大井ふるさと特産振興会会長、森照信氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の 規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

地方自治法第117条の規定によって、森照信君の退場を求めます。

(森 照信君退場)

議長(板谷 信君) 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は、起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)は、原案のとおり可決されました。

森照信君の入場を許します。

(森 照信君入場)

# 日程第13 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町接岨峡温泉休憩施設)

議長(板谷 信君) 日程第13、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明 を申し上げます。

議案13ページをごらんください。

川根本町接岨峡温泉休憩施設、接岨峡温泉会館の施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により、接岨峡温泉会館接岨区長、小林健雄氏を指定管理者と定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、接岨峡温泉会館接岨区長、大石博人氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の 規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

資料をいただいたんですけれども、これを見てみますと、指定管理者に委託してからの利用者数が年々減っていて、指定管理者にしたからという理由ではないとは思いますけれども、収支が赤字の年が増えてきています。赤字の額も増えてきている状況です。これまでの基金を取り崩して赤字を埋めているという状況ですけれども、利用者の減について、原因と対策をどのように考えておられるのか。このまま基金を取り崩していると枯渇をしてしまいますので、その対策をどのように考えているのか伺います。

議長(板谷 信君) 商工観光課長。

商工観光課長(西村太一君) ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、対前年比は平成18年度2万6,697人の101.4%でした。19年度、2万4,008人で89.9%、平成20年度2万2,165人の92.3%となっております。この主な要因は、やはり日本経済による景気の低迷と、それから特に昨年は原油の高騰や、今年に入っての高速道路の料金、ETCの減額による客足が長距離化したことが考えられます。

対策といたしましては、やはリPRの強化に努めなくてはならないと思います。特に、口コミによるPRかと考えております。この良質な温泉を多くの人に広げることが最重要かと思います。現在もそれに向けて取り組んでいるところであります。また、多様化する観光客のニーズへの対応や、各種ツーリズムの的確な対応と、それから地域資源を生かす観点から、広域化を念頭に指定管理者との協議を踏まえつつ、取り組んでいかなければならないと考えております。

また、赤字補てんを進めていくわけですけれども、今後その蓄えた金額がなくなれば、指 定管理委託料というものも考えていかなくちゃならないというのは考えております。

以上でございます。

議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 抜本的な対策が必要ということになってくると思うんですけれども、旧という言葉は余り使うなと言われるんですけれども、元中川根のほうからの町民の人たちの声を聞くと、接岨の温泉はすごくいいから入りに行きたいけれども、足が不便で行け

ないという話がありまして、バスをぐるっと行けるようにしてもらいたいと、かなり難しい話なんですけれども、要するに交通の便がなくて行けないから、バスを出してくれればいいのにねという話をよく聞くんですよ。そうすると、住民の人たちも結構多いから、1日に1回送迎バスをどこかのバスの路線を接岨会館行きとかいうのがあれば、行くんじゃないかなと思うんですけれども、そういうのはどうでしょうか。

議長(板谷 信君) 商工観光課長。

商工観光課長(西村太一君) 議員の前向きな取り組みの御発案に対しまして、ありがとう ございます。これにつきましては、やはり指定管理をしたところと協議をしていかなくちゃ ならないし、バスの運行となりますと、それなりの経費もかかることでございますので、そ の点を踏まえまして、今後前向きに検討させていただきたいと思います。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について (川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)

議長(板谷 信君) 日程第14、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明

を申し上げます。

議案14ページをごらんください。

川根本町寸又峡温泉野天風呂施設につきましては、平成18年9月1日から指定管理制度により、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月静馬氏を指定管理者として定め、施設の管理を行っております。

平成22年3月31日に指定期間が満了となることから、平成22年4月1日以降の指定管理者の選定が必要となりますが、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月30日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の 規定により、議案を上程します。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 利用が資料によると、年々減っていて、大変な状況なんですけれども、19年度はリース料や前年出していた運用金、事務費の支出が合計で88万円ほどなくなっていることや、人件費を削減しているということで、収支が辛うじて黒字にしています。こういう状況で、20年度も辛うじての黒字にしているんですけれども、これ以上利用者が減ると、またこれも穴埋めできない状況になってしまうんですけれども、この施設について、行政はどのように指定管理者を指定したいということであれば、当然存続をしていきたいということでしょうから、提案した行政としてどのようにこの施設を運営できるように考えているのか伺います。

議長(板谷 信君) 商工観光課長。

商工観光課長(西村太一君) ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

指定管理後、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合では、全体の中で管理をされているようであります。同組合からも寸又峡温泉を象徴する施設としてのこの野天風呂は人気が高いということであります。しかし、年々老朽化も進み、施設の整備を考えていかなければならない現状であります。また、これらと並行して考えていかなければならないことは、入り込み客数であります。特に宿泊客については、大幅な増加を望むことは非常に難しいかもしれませんが、接岨温泉の指定管理のときにもお答えいたしましたように、多様化する観光客のニーズへの対応などにこたえていかなければならないと思っております。

やはり、この指定管理組合との相互協議を踏まえつつ、取り組んでいくことが必要かと思います。

議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) この施設については、寸又の組合の方からも施設が古くて、やは

り課長が言われたように、山岳図書館をつくるときなどは、そのお金をこちらの改修費に回してくれたら本当に助かるのにというふうなことまで聞いたことがあります。それくらい、でも入浴料で直すだけの力はないし、組合もみんなお金出し合っていて、お客が減る中で大変な負担金をみんな出し合って寸又を守っているという状況で、何とかしてほしい、せめて客室ですか、そこが狭いものだからお客さんから苦情をかなり言われるということで、そういう状態もニーズにこたえていくということであれば、やはり考えていかなければいけないことではないかと思います。

今後、町はこういう施設に対して到底採算が今の現状では合わない状況のものをおろくぼ や森の国みたいに施設管理料、委託料まで出して指定をしている状況ですけれども、ここの 施設はそういうふうにはまだなっていなくて、こういうものに対して健全な経営ができるよ うに図るには、やはり施設の改修というのも必要ではないかと思うんですけれども、その点 どうなんでしょうか。

議長(板谷 信君) 商工観光課長。

商工観光課長(西村太一君) 先ほどもお答えしましたけれども、議員おっしゃるとおり、年々老朽化が進んでおります。また、議員のおっしゃった中でも客室といいますけれども、脱衣所も含めまして非常に私も現場を拝見しまして、修繕をしていかなくてはならないと思います。小額な修繕の場合には、指定管理者さんのほうでお願いしているわけですけれども、今後やはり大きな修繕になってきますと、行政側としても考えていかなくちゃならないと思います。

現在、20年度では約60万円ほどのプラスになっておりますけれども、やはりこれは組合さんの指定管理者さんのほうの全体の中の事業として取り扱ってくれている関係で、そのような点が出てくると思いますけれども、やはり大きな修繕になれば、行政のほうでも助成をしていかなくちゃならないと考えております。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町寸又峡温泉野天風 呂施設)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町寸又峡温泉野 天風呂施設)は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第71号 平成21年度川根本町一般会計補正予算 (第4号)

議長(板谷 信君) 日程第15、議案第71号、平成21年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第71号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,596万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,740万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の更正及び自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助の追加、新型インフルエンザワクチン接種費扶助の追加、林道平田線及び林道家山線に係る災害復旧事業の追加等による歳出が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般15ページからごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は64万2,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は2,454万9,000円の増額です。一般管理費については、 人事異動等に伴う職員人件費の補正です。庁舎管理費は、庁舎備品修繕及び浄化槽修繕工事 の追加をお願いするものであります。総合支所管理費は、北部地域振興センター緑化工事に ついて県グリーンバンク街の森づくり事業を活用し実施したいことから、工事請負費を負担 金及び交付金に変更するものです。山村開発センター等運営費は、施設内換気扇設備修繕の 追加をお願いするものです。

第2項企画費は1,819万5,000円の増額です。企画総務費については、職員人件費の補正です。コミュニティ施設管理費は、10月7日の台風18号被害による旧藤川小学校グランド防護柵改修工事の追加をお願いするものです。環境企画費は、自然エネルギー活用機器設置補助金の追加をお願いするものです。情報政策費は、国庫補助金を活用した自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助金の追加をお願いするものです。ダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。路線バス対策費は、南部路線せせらぎ号の修繕費の追加及び南部地域路線バ

ス運行管理委託料に係る入札差金の減額、公共交通運賃助成業務委託料の追加、まちづくり 基金からの充当を減額するものです。

第3項徴税費は797万4,000円の増額です。これは人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

第4項戸籍住民基本台帳費は912万円の減額です。人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

第3款民生費、第1項社会福祉総務費は335万3,000円の増額です。社会福祉総務費は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と社会福祉基金の充当を減額するものです。心身障がい者福祉費は、県補助金を活用した自殺予防啓発用品購入に係る需用費の追加及び障害者自立支援給付費の国県負担金を返還するための償還金、利子及び割引料の追加をお願いするものです。老人福祉費は、職員人件費の補正と緊急通報機器購入に係る役務費及び備品購入費の追加と社会福祉基金の充当と減額をお願いするものです。国民年金事務費は、職員人件費の補正です。国民健康保険費は、職員人件費の減額及び高額医療費制度改正に伴うシステム委託料の増額に係る国民健康保険事業特別会計繰出金を減額するものです。老人医療費は、職員人件費の補正です。介護保険費は、職員人件費の補正に伴う介護保険事業特別会計繰出金を減額するものです。

第2項児童福祉費は847万8,000円の減額です。児童福祉総務費、児童福祉施設費及び子育 て支援対策費は、それぞれ人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,067万円の増額です。保健衛生総務費は人事異動等に伴う職員人件費の補正です。予防費は、感染症対策備蓄医療薬品購入に係る需用費の追加及び県補助金を活用した新型インフルエンザワクチン接種費扶助の追加、高齢者インフルエンザ予防接種費扶助の追加をお願いするものです。環境衛生費は、職員人件費の補正です。簡易水道施設費は、職員人件費の補正に伴う簡易水道事業特別会計繰出金の追加をお願いするものです。

第2項清掃費は43万4,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は1,475万7,000円の減額です。これは人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

第2項林業費は754万4,000円の減額です。林業総務費及び美しい森林づくり基盤整備交付金事業費は、職員人件費の補正です。林道費は、職員人件費の補正及び重機借り上げに係る使用料及び賃借料の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は1,100万円の増額です。商工総務費は、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。観光費は、職員人件費の補正及び塩郷駐車場整備に係る委託料、工事請負費、補償補てん及び賠償金の追加をお願いするものです。音戯の郷運営費は、人事異動等に伴う職員人件費の補正及び臨時雇賃金の追加をお願いするものです。温泉施設費は、職員人件費の補正に伴う温泉事業特別会計繰出金の追加をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は95万3,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項道路橋りょう費は769万6,000円の減額です。人事異動等に伴う職員人件費の補正で す。

第3項河川費は100万円の増額です。小規模修繕に伴う委託料及び重機借り上げに係る使 用料及び賃借料の追加をお願いするものです。

第9款消防費、第1項消防費は968万1,000円の増額です。これは国庫補助金を活用した全国瞬時警報システム設置工事費の追加をお願いするものです。

第10款教育費、第1項教育総務費は587万7,000円の減額です。事務局費は、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。教育諸費は、私立幼稚園経常費補助金の追加及びまちづくり基金の充当を減額するものです。

第2項小学校費は204万2,000円の増額です。職員人件費の補正及び各小学校トイレ改修工 事費の追加をお願いするものです。

第3項中学校費は13万9,000円の増額です。これは職員人件費の補正及び中学校トイレ改修工事費の追加をお願いするものです。

第4項社会教育費は889万4,000円の減額です。人事異動等に伴う職員人件費の補正及びインフルエンザの流行に伴い事業中止となった中学生海外英語研修事業委託料の減額です。文化会館運営費は、職員人件費の補正及び臨時雇賃金の追加、まちづくり基金の充当を減額するものです。

第5項保健体育費は130万円の減額です。職員人件費の補正です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は1億1,305万4,000円の増額です。これは先般発生した台風18号により被災した林道平田線及び林道家山線災害復旧事業に係る職員人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び工事請負費等の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般11ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第1項分担金は1,000円の増額です。これは今回議案第59号に て御審議いただいております携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の設置による科目設 置をお願いするものでございます。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2,773万1,000円の増額です。総務費国庫補助金は、 自主共聴施設組合地上デジタル対応事業に対する補助金を計上するものです。消防費国庫補助金は、全国瞬時警報システム整備事業に対する補助金を計上するものです。

第14款県支出金、第2項県補助金は7,531万9,000円の増額です。民生費県補助金は、自殺予防啓発用品購入に係る地域自殺対策緊急強化基金事業補助金を計上するものです。衛生費県補助金は、新型インフルエンザワクチン接種費用補助金を計上するものです。災害復旧費県補助金は、林道平田線及び林道家山線に係る林業施設災害復旧費補助金を計上するもので

す。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は7,350万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、まちづくり基金繰入金を3,350万円減額、社会福祉基金繰入金を4,000万円減額し、補正後の繰り入れ額はまちづくり基金繰入金を3,650万円とし、社会福祉基金繰入金を3,000万円としたいものです。

第18款繰越金、第1項繰越金は2,941万1,000円の増額です。これは前年度繰越金で今回の 補正で全額計上となります。

第20款町債、第1項町債は7,700万円の増額です。臨時財政対策債における起債限度額の 追加及び林道施設災害復旧事業に係る災害復旧債の追加をお願いするものです。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は常備消防事務委託業務のうち、救助工作車更新事業については、島田市と協議の上、国の経済危機対策交付金により購入することとしておりますが、全国において同様の交付金を活用し、同車両の購入を予定している団体が多いことから、その注文が集中することにより、年度内の納品が困難となったため、平成22年度に繰り越して支出できる限度額として計上させていただくようお願いするものです。

第3表債務負担行為補正につきましては、一般5ページをごらんください。

中学生海外英語研修業務委託契約については、本年度インフルエンザの流行により中止となり、本年度予算の全部を減額させていただくようお願いしているところでありますが、平成22年度当初予算では本年度分と合わせて2カ年分を計上し、その執行については本年度末に実施するようお願いするものです。

第4表地方債補正につきましては、一般6ページをごらんください。

林道施設災害復旧事業に係る災害復旧費を3,100万円追加し、臨時財政対策債の起債限度額を3億4,600万円に補正するものです。また、それぞれの利率については郵政事業の民営化及び公営企業金融公庫が地方公共団体金融機構となり、政府資金からの借り入れが財政融資資金のみとなったことから、民間資金も含めあらゆる金融機関からの利率見直し方式を選択できるように改めるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) ここで休憩をとります。

再開は午後1時からです。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

議長(板谷 信君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を先ほど町長からいただきましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

一般会計補正予算について、質疑がたくさんありますけれども、よろしくお願いいたします。

まず最初に、2款1項9目の15節、工事請負費で40万7,000円出ているんですけれども、これは当初で60万円、補正で4,000万円というふうにここの工事請負費のところなっているんですけれども、今回のは浄化槽のふたの数量増ということで、これだけの予算なのか、それとも前の補正などにも入っているのかどうか。具体的な内容について教えていただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、2款1項10目の15節の工事請負費で、グリーンバンクのところで総合支所のところですけれども、61万9,000円を減額して、19節のほうで負担金補助に61万9,000円つけ加えているんですけれども、これは全協でも聞いたんですけれども、説明がよくわかりませんでした。担当の説明では、グリーンバンクの事業を使えば工事費の半分を町が持てば負担すれば、グリーンバンクでやってくれるということですので、結局グリーンバンクにここに出ている負担する金額の倍の仕事をやってくれるはずなのに、工事請負費のほうでは同額しか減額をしていない。倍の仕事が減って当然じゃないかなと思うんですけれども、同額の金額しか減らしていないというのはなぜなのかということを再度質問いたします。

それから、3点目ですけれども、2款2項6目の19節、情報政策費のところですけれども、19節の自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助2,434万4,000円についてですけれども、総事業費が幾らなのかということ。それから、9月の議会で補正額7,716万4,000円と9月議会で配付された資料の地域活性化経済危機対策実施計画に記載されている電波遮へい対策事業費補助金の総事業費、そこには5,040万円というふうに書いてあるんですけれども、今回の補正との関係、どこの部分でどれくらいというふうに教えていただきたいんですけれども、お願いいたします。

それから、3点目ですけれども、2款2項8目の13節委託料で、南部地域路線バス運行管理業務委託料が減額102万7,000円出ているんですけれども、入札で武州に1,858万7,000円で落札契約をしたということで、1年間の契約をした入札差金とのことですけれども、20年度の当初予算書に債務負担行為で運行管理者設置費が21年度ということで340万円というふうに当初予算に一緒に記載されています。それで、今回の1,858万円にこの運行管理者設置費が含まれているのかどうか。

それから、もう一点は、市町村自主運行バスについては、運営経費なのか赤字経費なのかちょっとはっきりしませんけれども、通告しているので正しい答えがくるかと思いますけれども、8割に対して国が特別交付税でみるよというふうになっているということで、以前は

町もそれを計上したというか、国へ対して請求していたんですけれども、最近確認していないものですから、どういう形でというかどういうふうに入っているのかどうか。どれくらい入っているのかについて、お聞きいたします。

それから、もう一点は、3款1項2目心身障がい者福祉費にいやしの郷診療所の医師の取り組みが県に認められて、県の地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金30万円が入るということで、そのお金を使って11節需用費の消耗品と印刷製本費で啓蒙チラシですか、つくって配布するという説明だったと思うんですけれども、メモに中途半端しか書いていないので確認をしたいんですけれども、それでいいかどうか。

それと、当町の自殺率について、県下でも高いといわれているんですけれども、それについても全協でお聞きしましたけれども、もう一度その点について説明と、それからその自殺される方のもし年齢層や原因、これは通告を出していないものですから、しっかり数字で答えなくてもいいですけれども、どんな予防、原因についてどのように把握しているのか、それからどんな予防対策を考えておられるのかということをお聞きいたします。

それから、3款1項3目の老人福祉費で、緊急通報器の購入費47万8,000円の増額ですけれども、設置手数料が10万5,000円、一人1万円ぐらいかかるということで、10台分が出ていますけれども、これまでひとり暮らしの高齢者に対して、増減あると思うんですけれども、何割ぐらいの方がこの緊急通報器を持っているというか、設置しているというのか、お聞きいたします。

それから、次は、4款1項3目の予防費です。1,155万2,000円の増額についてお聞きします。新型インフルエンザワクチンの接種費補助ということで、974万8,000円、県の補助分が入っていますけれども、優先接種者で国、県の補助対象者以外もそれに加えて町が独自に補助する予算も入っているということで、974万8,000円計上されています。

新型だけでなくて、季節型の予防接種は今回も高齢者の増額分51万8,000円しか上がっていないんですけれども、子供たちは集団での生活時間も長くて、感染の機会も多いわけですから、子供たちへの補助を考えられなかったのか。なぜなのかなと、これは要望も町長へ対して出してありますし、ちょっと残念だなと、せっかく前向きな対応がされてきているものですから、ちょっとその点について一般質問やろうと思ったんですけれども、ここで聞けるからと思って取り下げましたので、お聞きいたします。

それから、次に10款 1 項 3 目の教育諸費、19節私立幼稚園の経常費補助金22万7,000円増額になっていますけれども、県の補助が977万3,000円に確定したので、その 3 分の 1 を限度額300万円補助の限度額が設けられていて、22万7,000円のまだあきがあるものですから、その分を増額補正するとの説明だったわけですけれども、同じ私立でも保育園のほうは国と県と町と合わせた運営費の20%を、これは上限は全く設けていなくて補助をしています。幼稚園の運営費、経常費ということですけれども、運営費ではないかなと思うんですけれども、これは補助は県から来るだけなのでしょうか。保育園みたいに国、県とかから来るものでは

なくて、幼稚園は977万円で運営しなければいけないということなのかなと、これは本当に ひどい話だなと思いながら質問を考えたんですけれども。それと、幼稚園のほうだけ上限を 設けるということも、これも今まで聞いていなかったので、初めて聞いたもので、不公平で はないかと思うんですけれども、この点についてお伺いをいたします。

以上です。たくさんですけれども、よろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 消防はいいですか。

10番(鈴木多津枝君) 9款1項4目の災害対策費の15節工事請負費9,681万円についてですけれども、これは全国瞬時警報システム設置工事費ということで、国が全額補助するということになっています。国はどのような場合にどのようなことを瞬時に警報したり、住民にどのような対応を求めようとしているのか。そのことについてお聞きいたします。

それから、10款 1 項 3 目教育諸費の19節、それは今のですね。ちょっとさっき落としてしまいました。そうです。ありがとうございます。

以上です。

議長(板谷 信君) 総務課長。

総務課長(小坂泰夫君) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、2款1項9目庁舎管理費についてでございますけれども、庁舎の浄化槽171人槽でありますが、庁舎附属棟横にあります上ぶた部分を含む修繕工事でございます。当初大ぶた1カ所、中ぶた2カ所、小ぶた1カ所の改修予定でありましたが、車両等が乗ることも予想されるというか想定されますので、安全を図るために中ぶた4カ所、小ぶた1カ所を追加して修繕することでございます。当初60万円の予算に40万7,000円を追加し、100万7,000円として行うものでございます。

次に、2款1項10目総合支所管理費でございますが、グリーンバンク事業の執行に当たっての御理解については、御質問のとおりでございます。この事業は、当初町で行う123万7,000円の外構工事でございまして、これを財団法人静岡県グリーンバンクの発注事業として1月下旬から3月下旬までの予定として振りかえるものでございます。事業費の2分の1、61万9,000円を負担金として振りかえるとして協議済み事業でございますけれども、年度末に近い事業であることから、グリーンバンクが抱えるそのほかの事業等の影響など等、この事業費が圧縮されることも全く否定することもできないものですから、このため、当初予定されておりました事業、いかなる状況においても全事業の執行ができるように、工事請負費にこの残りの部分を留保しまして、残額未執行の場合には、3月議会において減額措置をさせていただきたいというものでございます。

それから、2款2項8目の路線バス対策費におきましての特別交付税の扱いでございますけれども、平成20年3月分といたしましては、委託費支出金、支出負担行為額でございますが、1,673万3,000円から年間運行収入額255万8,000円及び県単独補助でございますが、補助額366万円を差し引いた1,051万5,000円に8割を乗じた841万2,000円が特別の財政事情があ

る額と算定されます。3月交付税といたしまして、ルール分、特殊事情分として交付された 平成21年3月特別交付税は2億8,142万7,000円、このうちに組み込まれたものと理解してお ります。

次に、全国瞬時警報システムの運用、9款1項4目でございますが、全国瞬時警報システム、Jアラートと申しますが、津波警報、緊急火山情報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の即時に対応が必要な情報を通信衛星を活用し、瞬時に都道府県及び市町村に伝達し、人手を介さず同報無線を起動し、サイレンの吹鳴や音声放送を行うシステムでございます。大きなものとしては、想定される東海地震等がこのような例に、また本年7月に起きました北朝鮮におきます飛翔物体等、これらが想定になってくるものと思われます。

以上でございます。

議長(板谷 信君) 企画課長、お願いします。

企画課長(羽根田泰一君) 2款2項6目の情報政策費、19節自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助金、2,434万4,000円についての総事業費は幾らかという質疑でありますけれども、総事業費は3,140万円となっております。

2つ目の9月議会補正額7,716万4,000円と9月議会で配付された資料の地域活性化、経済 危機対策実施計画に記載されている電波遮へい対策事業費補助金の総事業費、5,040万円と の今回の補正との関係はとの質疑については、9月議会の補正額の7,716万4,000円の内訳に ついては、ブロード関係の旅費として9万4,000円、そして携帯電話基地局整備事業として 5,040万円、また携帯電話用伝送路整備事業として2,667万円の、これを足しますと、7,716 万4,000円となります。

今回の補正ですけれども、経済危機対策実施計画に記載されている電波遮へい対策事業については、このうちの携帯電話基地局整備事業の5,040万円でありますが、今回のこの自主共聴施設組合地上デジタル対応事業補助金とは直接関係するものではありません。ただし、今回補助対象予定の1つである壱町河内地区の自主共聴組合の施設として、携帯用伝送路整備事業で整備する光ファイバーケーブルを利用するということになっております。

2つ目の2款2項8目の路線バス対策費の減額についてと債務負担についての質疑ですけれども、20年度当初予算で20年10月から法改正により運行管理者の設置義務に対応するため、当初で340万円を予算化してあります。これは、前の委託業者の大新東との契約に係るものでありますから、4月から9月までの6カ月分を毎月支払いを終え、大新東との契約は終了しております。

今回の減額補正については、新たに武州との契約を交わしたものですから、そのときの入 札差金となっております。

以上です。

議長(板谷 信君) 福祉課長。

福祉課長(柴田光章君) それでは、議員の質問にお答えします。

3款1項2目の関係でございます。

心身障がい者福祉費の関係でございまして、県の地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金の対応した経費の使用目的でございますけれども、自殺予防対策の啓発資材の購入の関係でございます。メモ帳、それからポケット時刻表を考えております。

予防対策の関係でございますけれども、ここ数年、年平均で約4人の方の自殺者が続いているという状況でございます。町としましても、平成20年度以下、自主予防対策チームを編成して、対策を検討しております。自殺者の多くがうつ状態になってみずから命を絶つというようなケースが多いということで、このうつ症状の早期発見、早期治療が有効であると考えられますものですから、特定健診や結核、肺がん検診等に心の健康チェック、3項目ですけれども、不眠、それから食欲、意欲の確認をしまして、問題等がある対象者に対して、保健師等が訪問し、状況を確認することにより予防に努めているという状況でございます。

次に、3款1項3目の老人福祉費の緊急通報機器の関係でございますけれども、緊急通報機器は、本年12月1日現在で77台設置されております。ひとり暮らしの高齢者482人と想定されますので、約16%の設置率となっております。

以上です。

議長(板谷 信君) 生活健康課長。

生活健康課長(羽倉範行君) 4款1項3目予防費の関係でございますが、季節性インフルエンザに対する子供たちへの助成をしないのはなぜかとの御質問ですが、これは方向性ですので、私が答えるべきものではないと思いますが、現状ということで回答させていただきます。

高齢者に対する季節性インフルエンザ予防接種は、平成13年度から再度定期接種に位置づけられました。定期接種は、予防接種法で市区町村長の責任で接種することが定められておりまして、これに基づき助成制度を設けて実施をしております。新型インフルエンザの予防接種も死亡や重症化のリスクの高い方を優先接種対象者と定め接種を進めておりまして、またその中で低所得者の実費負担についても、予防接種法の定期接種における実費負担免除の考え方に準じまして、住民税非課税世帯等を念頭に経済的負担を軽減することを目的としまして、措置を講じているところでありまして、川根本町もこれに基づきまして住民税非課税世帯等を全額免除、また優先接種者の接種を推奨し、町民の安心・安全の確保を目的として、住民税非課税世帯以外の方も対象に一部助成を計画しているところでございます。

子供への季節性インフルエンザの予防接種につきましては、定期接種から除外となる予防接種法の改正が行われた経緯もありますものですから、今後の国の動向を確認しながら、また新型インフルエンザの状況を見ながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(板谷 信君) 教育総務課長。

教育総務課長(山田俊男君) それでは鈴木議員の御質問に答えさせていただきますが、先日も全協で私の言葉足らずで勘違いされたかと思いますけれども、県の補助金が977万3,000円で確定したというふうに先ほどお話がございましたが、この977万3,000円につきましては、平成20年度の確定でございます。その確定は、毎年5月中下旬に確定されます。したがいまして、今申しました977万3,000円については、平成20年度の確定であります。

そのことから考えますと、本年度も900万円以上になるではないかという見込みでございますので、そうしますと、要綱に定めてある3分の1に不足が出ますので、不足分27万3,000円増額させていただいたというものでございます。

質問でございますけれども、県のほうの県からだけ補助金があるかという御質問でございますけれど、議員御承知のとおり、幼稚園については文部科学省の管轄でございます。県においては、民生部の文化科学局の私学振興室が担当をいたしております。そこで補助金の決定をしているわけでございますけれども、補助金の基準がございまして、基本配分、それから調整配分、これは減額、加算の調整でございます。特別配分、これ5項目あるわけですが、それらに基づいて県の補助金が決まるというものでございまして、国のほうは特別配分の中の3項目について国費が入っているということでございまして、内容の詳しいことにつきましては、資料がございませんけれども、国のほうの補助金も入った上で県のほうで交付してくださるというものでございます。

それから、先ほどの説明の中に、鈴木議員のほうで国、県、町合わせた運営費の20%を上限、この20%とお言葉が出ましたけれども、確かに20%でございますが、私のほうの資料で間違っていれば、また担当課長のほうで訂正なり補足をしていただきますが、私立の保育園については、国、それから県、県は国の4分の1で、町は国の10分の2というふうな形で補助金が決定していると思いますが、もし間違っていたらまた訂正をしていただきたいと思います。

さゆり幼稚園の交付金につきましては、21年3月25日の告示でもって2条の2項に当該年度の静岡県私立学校経費補助金交付要綱により決定された補助金額の3分の1以内とし、300万円を限度とするということに規定をされておりますので、今年度につきましては、その300万円の限度を利用させていただくということで、増額補正をさせていただきました。

今の鈴木議員がおっしゃったように、保育園との不公平が生じるではないかという御意見がございますので、これらにつきましては、幼稚園の公表校につきましても、21年4月1日から23年度分までの補助金に適用するということになってございますので、それらに向けているんな御意見があれば、行政改革の委員等々、あるいは関係課、町長等の意見をいただいて、意見交換をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長(板谷 信君) 再質問ありますか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 記憶に新しいところで最後のところですけれども、意見があれば

ということですけれども、保育園も幼稚園も私立1園ずつ残すという方針で町は耐震工事を やったり、幼稚園の建て替えに補助をしたりしているということは確認されているわけです よね。そうすると、運営がやはりきちんと安心して運営できる状況というのは、町も責任を 負わなければいけないんじゃないかと思うんです。そのことで補助がつけられていると思う んですよ、町単独の補助が。町は条例を定めて、単独の補助をしているということですけれ ども、私たちが確認したそういう3分の2にしようというのを聞いたときには、上限という のは設けられませんでした。行革のほうから意見があって、いつの間にか300万円という上 限を設けたということで、これは私たちは議員としては寝耳に水の話で、保育園のほうは多 いときには900万を超す補助金がついているわけですね、20%ということで。しかも、国と 県と町、補助率あるんですけれども、運営費の負担率があるんですけれども、そのすべてを 合わせた分の20%が町の補助ということで、子供たちが増えていくと当然運営費も増えるわ けで、補助金も増えていくということで、最近は聖母保育園もかなり大きな900万超す補助 金になっています。でも、本当に必要なのは、園児が少ないとき運営を続けていけるように するということが一番大事なことと、それから園児が増えて、先生を増やさなければいけな くなる、だからそこにも補助が必要ということで、やはり私は幼稚園の補助の出し方という のは、もう少し実態にあわせて町内の保育園とも整合性を図って、見直すべきではないかと 思うんですけれども、町長に、この点についてどうお考えか、お聞きいたします。

それから、 9 款 1 項 4 目の全国瞬時警報システム設置工事費に関してですけれども、この 同報無線、警報が出されるときというのは、津波、火山噴火、地震、弾道ミサイル発射情報 とかというふうに挙げられたんですけれども、これは実際に起きたときにとか、予告があったときに出される警報だと思うんですね。でも、言われなかったのは、訓練における警報も されるんじゃないでしょうか。この地域で訓練をしようと決めると、現に千葉県の富浦町では中学校も巻き込んだ訓練がされていて、地元からかなり批判が上がっているということなんですけれども、ニュースも見たんですけれども、訓練に対する警報が出されるということを確認はしていらっしゃらないのでしょうか。

それから、そうすると、訓練の警報が出されると、みんな巻き込まれるわけですよね。かなり厳しい規律というか制約を受けて、仕事なんかもできない、病院も土建会社さんもいろんな企業も協力しなければならないという有事法ですので、国民保護法ですので、非常に厳しい状態になるんですけれども、そういうことが必要なのかどうか、こういう全国瞬時警報システム、非常に疑問なんですけれども、そこの点を確認します。

それと、もう一点は、10割、全額の補助になっているんですね。国が補助で全額出してくれるということがほかにあるんでしょうか。その点をお聞きします。なかなか10割補助というのは聞いたことないんですけれども、ほかのことで10割全額補助を出しますよというのは国民保護法を制定するときの費用とか、それから国民投票法、あれのときの設置費、システムの設置費ぐらいしかなくて、本当に国の根幹にかかわることに対して、賛否両論ある中で

行われるものに対しては、国は10割補助をつけているんじゃないかと思うんですけれども、 ほかに、今までに10割の補助があったという記憶があるかどうか、お聞きいたします。

それから、最初のほうですけれども、自主運行バスの運行管理者設置費について、20年度の当初予算に340万円と記載していた債務負担行為は、結局今年度の前半の大新東さんへの支払いで終わっていると、債務負担行為はなくなっているということですね。それで、後半の分は、今回入札をした1,858万円落札をした、この額の中に入っているはずですね。そこの点を見積もりとかが出るわけでしょ。どういうふうになっているのか、そこの点をどれくらい運行管理者、武州さんが落札されたということですけれども、多分事務所がないんじゃないでしょうか。あるかどうか、その点も教えてください、運行管理者を置いているのかどうか。そういうことで確認をいたします。

それから、県の自殺対策緊急強化基金事業、3款1項2目のところですけれども、心身障がい者福祉費のところで、毎年4人ぐらいがずっと続いているということですけれども、率にして自殺率というのがよく出されて、うちの町は高いよというふうに自殺率が高いよとよく聞く話なんですけれども、自殺率でいうとどれくらいなのか、県下でどれくらいというふうに把握しているのか、高いということで調べてくださっているんじゃないかと思うんですけれども、お聞きいたします。

以上、2回目の質問です。

議長(板谷 信君) 町長。

町長(佐藤公敏君) 幼稚園の運営費の補助についてでございますけれども、これは保育園と制度の違いもあるかと思いますけれども、今の状態に落ち着いている、今までの議論の経過があると思うんですよね。そこら辺の経緯もあって今に落ち着いているんだろうと思いますけれども、実情が違っているとするなら、あるいはその保育園との整合性をとっていく上で、改正の要があるなら、また議論をしていきたいというふうに思っています。とりあえず、今までの経過があって今の状態があるということで御了解をお願いしたいと思います。

議長(板谷 信君) 総務課長。

総務課長(小坂泰夫君) 御質問の全国瞬時警報システムのことでございますが、まず私の 範囲の中でも全額補助というのは余り例というか、私の記憶の中にはありません。今回初め てと。

それから、警報システムについては、消防庁が発するわけです。それから、衛星を使って 各自治体、市町村が受信をし、同報無線への整合を図る機械なんですけれども、そのセッティングにおいて、いろいろな操作が各自治体においてセッティングが可能であるものですから、それぞれの自治体によってすべてが情報として流れるということではございません。例えば、津波等は当町関係ございませんので、そういうのも関係ありませんし、ただ、1点、 先ほどの例を挙げられた訓練によってそれを行ったということの話でありますけれども、現 在国において推奨している中で実証実験というような形もありますので、そういう中で一環 として行われたんではないかと思います。当町としては、そのような訓練等にセッティングをする用意はございませんので、あくまでも地震、それからミサイル等飛翔物体、そういうような緊急事態についての警報及び発生放送をすると、そういう設定を選択したいと思っております。

以上です。

議長(板谷 信君) 企画課長。

企画課長(羽根田泰一君) 事務所がどこにあるかというのと、2つ目の契約額の中にある 運行管理者分という質疑だったと思うんですけれども、1つ目の事務所は、さか希食堂さん の前のガソリンスタンド、あそこの事務所に入っております。もう一つ、2つ目の契約額に おける運行管理者のウエートですけれども、契約額の約16%が運行管理者業務の経費となっ ております。

以上です。

議長(板谷 信君) 福祉課長。

福祉課長(柴田光章君) 自殺の人数の関係でございますけれども、先ほども年平均4人と申し上げました。実際の数字、6カ年平均をとりまして3.6人というのが実際の数字でございます。といったことで、人口に対して0.04%の死亡率というような数字になっております。すみません、県下でどれぐらいの順位にあるかということは、今ちょっと把握しておりません。

議長(板谷 信君) 他に質疑ありませんか。9番、市川さん。

9番(市川昌美君) 6款2項8目のこの美しい森林づくり基盤整備交付金事業ですけれども、私、議員になりたてなものですから、ちょっとわかりませんけれども、20年度の決算資料を見ますと、この作業がほとんど他町の方が携わったというのを見てびっくりしたんですけれども、その点、やはりその賃金の違いとか、そういうものが一応条件となって、そういう形になったでしょうか。できれば地元の雇用にある程度役立つような方向性があればいいかなと思いますが、その点ちょっと現実的に今の状況を教えていただきたいと思います。

議長(板谷 信君) 工事を受けるのが他町になっていると、どういう理由かと。

建設課長。

建設課長(大石守廣君) ただいまの御質問ですけれども、今回補正に上げさせていただきました6款2項8目の美しい森づくり基盤整備交付金事業費、これにつきましては、今回給与費、給与分の補正と言うことですけれども、この美しい森づくり基盤整備交付金事業という事業の内容でございますけれども、今年の国の一次補正予算で補助金をいただくという事業でございますが、林道寸又線の改良工事ということで、寸又藤町の橋りょうの補強工事と、寸又線ののり面の改良工事ということで計画をしておりまして、発注はこれから行いますが、地元の土木業者さんの発注ということで現在考えております。

以上です。

議長(板谷 信君) 9番、市川さん。

9番(市川昌美君) 私はこれ間伐の事業だと思ったものですから、作業内容でやはり去年度の決算で見ておったものですから、じゃまた、次回質問させていただきます。失礼しました。

議長(板谷 信君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 反対の立場から討論を行います。

先ほどの質疑への答弁から、今回補正予算に公平中立な立場で住民の生命と財産を守る行政の責務に応じて、不要不急な支出はしない、最小の支出で最大の住民サービスの効果を上げるなどの行政の責務に照らして、黙っていられない問題点が明らかになりました。

それは、まず最初に、全国瞬時警報システム設置工事費で国が全額出して、全自治体に1 カ所ずつ設置をし、国からの情報を自治体の課長さんは自治体で選んだりすることができる というふうに答えましたけれども、私が事前に調べた時点では、自治体の手を通さずに、そ のまま国から各同報へ流されるということで、それでないと瞬時ということにはならないで しょというふうに言われたんですけれども、それで、そこのところがはっきりまだしていな いわけです。住民の人たちに伝えるわけですけれども、ミサイルが発射されたよとかいう、 伝えるわけですけれども、そういうときに住民は一体何をしろというんでしょうか。私はこ ういう情報を出さなくていいとは思いませんけれども、瞬時に全国一斉に流さなければなら ない情報だとは思っていません。むしろ冷静にテレビ、ラジオなどで報道されて、それに対 してきちんとした報道をどういう形でどこに向かったとか、どういうところが危険だとかい うことをきちんと聞いて対応していくと、そのことのほうが大事で、私は全国一斉に瞬時に 流さなければならない情報というのは、課長さんが地震速報、津波速報と言いましたけれど も、確かにそれはわずか数秒余裕があっても対応ができる、命を守ることができるというこ ともありますので、今回そこに私たちの町も引かれてやることになったということなんでし ょうけれども、全国すべてにやろうとしているわけですから、私はこの国の思惑のほうで有 事法制国民保護法、名前だけは本当に国民を保護するという形で法律がつくられたんですけ れども、思想信条の自由や商店、病院、学校、そういうものまで有事と国が判断すれば、も う一斉に規制していく。

そういうものが国会できちんと審議を十分されないうちにつくられていった、たくさんの 反対を押し切って、今の憲法に反するじゃないかということを無視してつくられた法律に基 づいてこういうことが一歩一歩ひたひたと進められているということを、非常になんか背筋 が寒くなるような思いで私は受けとめました。だから、反対の理由は、一番大きいのはこの ことです。

でも、大きな1億3,000万余の補正額がありまして、その中では林業施設の災害復旧とか、 住民の人たちが待っていることもたくさんあります。でも、私一人が反対をしても、一人か どうかわかりませんけれども、多分この議案は通るだろうと思って反対をすることに決めて いました。例えば、今回わかったことでは、おかしいなと思ったのは、先ほど何回か繰り返 し質疑しました私立幼稚園の経常経費の補助金が22万7,000円と増額になっているんですけ れども、同額になっていることは、これはよかったと思うんですけれども、その基準がやっ ぱり本来行うべき補助よりも300万円限度などという頭打ちを決めたものだから、900万円越 しても三百何十万かの補助が出せるのに出せない。そういう状況が現実にできています。そ して、同じ町にある私立の保育園への補助に対しても基準が非常に低いということで、町長 はこれまでの経緯もあってこういうところで落ち着いたんでしょというふうな、落ち着いた と思うから、今後の状況で改善しなければならないところが出ればまた協議をしますという 御答弁だったんですけれども、やはり私は保育園からは毎年決算書が来ていると思うんです ね。その状況を見れば、県の運営基金900万ちょっとぐらい余の運営費であの保育園を運営 していくというのは、非常に厳しい問題ではないかと思います。ですから、園長先生からも 補助金を少し上げる前に、何度も要望が来たことで、最近質問の回数がなくなったので、確 認できませんでしたけれども、補助の引き上げの要望はもう全然保育園のほうはこれで大丈 夫、運営大丈夫というふうに思っておられるのかな、もしかしたら建て替えをするのに大き な補助を要望したから言えない状態になっているんではないかというふうに、遠慮している んではないかというふうに思っていますけれども、私はやはり町の子供はみな同じ子供たち ですので、町からきちんと守られた形で育っていく、守っていくというのが大事ではないか と思います。

その点で、この補助の基準については、やはりもう少し公平で実態にあったものになるように、せっかく存続を決めて、存続させるんだということを決めて町が補助をして建て替えをしている川根地域にたった1つしかない幼稚園ですので、やはりそこのところはきちんと、せめて県の補助の3分の2というふうに決めたら、3分の2分は出せるようにするべきではないかと思います。

それから、心身障がい者福祉費のところで、いやしの里の診療所の竹内医師が取り組んでくださっている心の診療などという本当に大事な取り組みが県に認められて、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金が30万円今回ついたということで、本当にそれはすばらしいことだと、自殺が多いことがすばらしいとは思いませんけれども、そういう取り組みが認められたということでは、本当にすばらしいことだと思います。

この小さな町ですので、先ほどの課長さんの答弁では、率は報告はありましたけれども、 県下で何番目かというふうな順位については御答弁がありませんでした。前に、今の状態は どうかわかりませんけれども、川根本町、旧中川根町のときからですけれども、一番高い自 殺率だよというのを聞いたことがあります。そういう状況が、死亡者がずっと自殺者がずっ と同じ、ほぼ同じ人数で推移しているとしたら、余り変わっていないのではないかなと、全 国の自殺者も11年連続で3万人をずっと超えた状態になっていますので、町の状況も変わら ない自殺率でいえば高い町になっているのではないかと思います。

行政も多様な相談に追われている地域包括支援センターの職員を増やして相談業務を、あるいは訪問業務、そういうものを今も本当にもう走り回ってやってくれているのは私は委員会に入っているもんですから、見ていて保健師さんたちの働き見て、本当によくわかるわけですけれども、本当に相談が多様化、あるいはいろいろな相談、介護保険から生活相談まで来るということで、大変な状況になっています。そういうのを行政だけで抱え込むんじゃなくて、社会福祉協議会や地区の自治会ともっと密接に連携していって、生活困窮者や要援護者を支援できる体制を整備していくということが何よりも自殺対策ではないかと思います。行政の粘り強い温かい取り組みが必要なわけですけれども、県が反応して支援をしてくれたということに対して、この補正予算ではそんなにこれでいいのかなと思うような事業……議長(板谷 信君) 議員に御注意します。議員の発言はすべからく簡潔にお願いします。10番(鈴木多津枝君) 頭が悪くてどうもすみません。

消耗品とか需用費で出ていたわけですけれども、本当にそれでいいと、できるような状況 ではないというのは明らかだと思います。また、今全国各地で猛威をふるっている新型イン フルエンザのワクチン接種に国の補助対象外の優先順位者には、町が独自の補助をする予算 もつくられましたけれども、しかし、以前から要望してきている季節型のインフルエンザワ クチン接種には高齢者への補助だけで、一番集団で過ごす時間が長くて感染の機会が多い、 また感染すると抵抗力も少なくて、重症化の可能性が高い子供への補助は今回の補正予算に も出されませんでした。国の経済危機対策補助金で7月、9月議会で上げた学校トイレの洋 式化、予算の追加や電波難視聴地域への地上デジタル共聴施設設置予算、当初予算で上げた 自然エネルギー活用補助予算、緊急通報器予算の不足の補充、また今回の補正額 1 億3,596 万円の大半を占める災害復旧費など、国や県の多額の補助をとりつけて実施する事業が大半 ですけれども、それぞれの持ち場でとれるものは1つでも多くと夜なべで取り組まれた職員 の皆さんの苦労が、この補正予算を見ると伝わってきます。それなのに、職員給与や期末手 当を2,000万円近くも引き下げて、その大半を基金取り崩しをやめて積みこむのでは、町民 へ行政の励ましは伝わらないと思います。不況を乗り越えようとして歯を食いしばって頑張 っておられる町民を励ますことを1つでも2つでも取り組み、町民から愛される行政となる ことこそ、職員の皆さんの昼夜分かたぬ努力にこたえる町長や課長さん方、議会の責務かと 思います。

その意味からも、町民の期待することにはなかなか耳を貸していないということが明らかになったと、予算について反対の立場を明らかにします。

議長(板谷 信君) 議員に御注意をいたします。反対討論は、反対の趣旨を述べてください。そして討論は簡潔に、またわかりやすく、最初のところの保育園の補助が少ないのか、幼稚園の補助が少ないのか、議員の反対討論でははっきりしていません。そんなような点をこれからも注意してやってください。また、議長のほうとしては、5分ぐらいをめどにこれからも御注意をしていきたいと考えています。

次に、原案に賛成者の発言を許します。11番。

11番(髙畑雅一君) 11番、髙畑でございます。

大変長い反対討論の後に、簡潔にということでやらせていただきます。

それこそ、鈴木議員の一番最初の反対の理由としては、緊急通報システムが無駄ではないかという御指摘がございました。町といたしましても、住民の安心・安全を図るということは、これは第一に考えなければいけないことだろうと思っております。ですので、この緊急システムの情報を町民全員が共有するということは大変必要ではないかと、そんなふうに思っております。

こと災害が起こった場合には、町がリードをし、そして最終的には各自治体で対策本部を 設けて対処するわけでございますけれども、そういう意味においても大変必要な情報源だと 感じております。

今回の一般会計の全額ですけれざも、1億3,596万2,000円が使われているものでありますけれざも、主な内容としては、先ほど町長のほうからも御説明がありましたけれども、給与、期末手当、職員の手当、一般給与、それから職員の給与等を減額するのが主なものだと認識しております。その中でも自然エネルギーの活用機器補助金が324万円、それから予防費としては低所得者に配慮して医療費を含めた高齢者のインフルエンザの予防費、または新型インフルエンザワクチンの接種扶助費として1,155万2,000円が計上されております。なお、また塩郷駅前の駐車場新設工事としても500万円、また台風18号の被害を受けた林道平田線、家山線の復旧費として1億1,305万4,000円等が含まれております。このまた災害復旧工事に伴う財源の確保のためにも、地方債として3,100万円の追加もされております。

それからまた、自主共聴システムデジタル対応事業費、小竹、壱町河内、文沢地区の携帯電話不可エリアの解消事業を含めた事業費も1,805万円の補助金と一般財源の629万3,000円、また合わせて1,000円を合わせた総額の2,434万4,000円の事業費の補助ともが、これらも計上されております。

それから、大変中学生には配慮された債務負担行為も行われております。今年度インフルエンザによって中止をされた外国語研修委託業務、それも来年度2組に分けて行うために、補正前の660万円を倍額の1,120万円に補正するというのは、債務負担行為等も含まれております。本年度海外研修に参加することができなかった中学生にも配慮した大変やさしい補正予算だと感じております。

以上のことから、私は本案に対して賛成といたします。

議長(板谷 信君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで討論を終わります。

これから議案第71号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立多数です。

したがって、議案第71号、平成21年度川根本町一般会計補正予算、第4号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 6 議案第 7 2 号 平成 2 1 年度川根本町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第 3 号)

議長(板谷 信君) 日程第16、議案第72号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第72号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、 第3号の概要について、説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 135万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,790万4,000円とした いものであります。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の補正及び高額医療費制度改正プログラム委託料の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保6ページからごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は135万5,000円の減額です。職員人件費の補正及び高額 医療費制度改正対応プログラム委託料の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は135万5,000円の減額です。これは職員人件費の減額及び高額医療費制度改正対応プログラム委託料の追加分に係る一般会計からの繰入金の減額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を 採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第72号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 7 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度川根本町介護保険事業特別 会計補正予算(第 2 号)

議長(板谷 信君) 日程第17、議案第73号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補 正予算、第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第73号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第 2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 151万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,621万3,000円とした いものであります。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護6ページからごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は151万4,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第5款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業は人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は151万4,000円の減額です。これは、職員人件費に係る一般会計からの繰入金の減額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を採決 します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第73号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号は、 原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第74号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別 会計補正予算(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第18、議案第74号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補 正予算、第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第74号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第 1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億4,489万4,000円としたいものです。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の補正及び水質検査委託料の減額、 地名簡易水道障害木伐採搬出委託料の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水6ページからごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は118万7,000円の増額です。職員人件費の補正です。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は334万円の減額です。水質検査委託料の入札差金 を減額するものです。

第2項水道建設費は274万7,000円の増額です。地名簡易水道障害木伐採搬出委託料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水5ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は59万4,000円の増額です。これは、職員人件費の 補正に係る一般会計からの繰入金の増額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

2款1項1目の水道維持管理費、13節水質検査委託料が当初予算で851万9,000円でしたけれども、334万円の入札差金が出たということで、予算の61%に下がっています。見積もりが高過ぎたのか、それとも検査項目などに問題はなかったのか。あるいは、もっとほかの理由があったのかわかりませんけれども、大きな減額になっているので、説明を求めます。

それから、2款2項1目簡易水道建設費、13節の地名簡水障害木伐採搬出委託料274万7,000円について、ろ過池の障害木の伐採搬出委託料でとても高いと全協で思いまして、聞いたら、何か私が直接聞いたのではないですけれども、根っこまで掘って搬出するということで、本当の更地にするということで高いんだよということを間接的に聞きましたけれども、本当にそういうふうになっているんでしょうか。

それから、土地は19年度に購入済みとのことでしたけれども、ろ過池の何の工事なのか。 説明があったのかもしれませんけれども、忘れましたので、今回改めて何の工事で面積はど れくらいで総事業費はどれくらいで、今後の事業計画、今年度で終わるものではないでしょ うから、それぞれ何年度にどんな事業を幾らということを総額で構いませんので、教えてく ださい。

議長(板谷 信君) 建設課長。

建設課長(大石守廣君) それでは、議案第74号の簡易水道会計補正予算の御質問に対して

お答えをさせていただきます。

まず最初に、2款1項1目の水道維持管理費の中の13節水質検査委託料の関係でございますが、水質検査委託料の入札差金で大きな金額が出ているということで、見積もりが高かったのではないかという御質問でございますが、水質検査を委託料積算するに当たりましては、複数の業者から見積もりをとりまして、一番低かった業者の金額をもとにいたしまして積算をし、予算措置をしたものでありますので、見積もりが特に高かったというようなことはなかったということで考えております。

この原因として考えられますのは、近年、業者間での競争が大変激しくなっておりますが、 そういったことが一番関係しているのではないかなということで推測をしております。

次に、検査項目などに問題はないかという御質問でございますが、検査項目につきまして は、当方で設計をいたしました項目どおりの検査が実証されておりまして、特に問題という ことはございません。

それから、検査を依頼いたしました検査機関でございますが、財団法人静岡県生活科学検査センターというところへ依頼をしておりますが、検査当日担当者が検査センターまで出張いたしまして、実際検査をしているところを立会いを行いまして適正に検査が行われているということを確認しております。

次に、2款2項1目の簡易水道建設費の中の13節で、地名簡水の障害木伐採搬出委託料の関係でございますが、まず何の工事でということでございますが、これは地名簡易水道の施設整備事業にかかわるもので、浄水施設、配水施設を建設するための用地でございますが、委託業務の内容につきましては、杉、ヒノキの支障木の伐採と搬出、それからこの前の全協の折は、ちょっと説明不足で申しわけありませんでしたが、伐採した後に残ります根っこの伐根作業と、その処理費も入っております。

それから、面積につきましては、559.23㎡ということでございます。

次に、総事業費ということでございますが、委託料の総額は448万2,000円を予定してございます。当初予算で設計委託費として2,046万6,000円を計上してございましたが、入札の結果173万5,000円の入札差金が生じておりますので、この差金分を節内流用という形で伐採搬出委託料に充当をさせていただきまして残りの足りない分、274万円につきまして、今回増額補正をさせていただくというものであります。

それから、今後の事業計画につきましてでございますが、来年3月末までに伐採搬出、それから、伐根処理を終了いたしまして、平成22年度から2カ年間の予定で本体の工事を実施していきたいと考えております。

整備内容につきましては、緩速ろ過池の新設と、配水地の増設及びそれに伴う配管工事、電気設備工事等、こういったものが主な工事でございます。また、来年度の平成22年度の予算の説明のとき、詳しく説明をするつもりでおりますけれども、総事業費につきましては、約1億9,000万円ということで予定をしております。工事は先ほども申し上げましたけれど

も、平成22年度から2カ年を予定しております。平成22年度には緩速ろ過池の新設とそれに伴う配管工事、それから浄水場内の整備工事等を実施したいと考えております。

それから、平成23年度につきましては、配水池の増設、それから電気設備工事、それから 現在急速ろ過機が設置をされておりますが、それの改良工事といった面で実施する予定であ ります。

以上です。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号を採決 します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第74号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号は、 原案のとおり可決されました。

## 日程第19 議案第75号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計 補正予算(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第19、議案第75号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、佐藤公敏君。

町長(佐藤公敏君) 議案第75号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号の概要について、説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,397万5,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事院勧告等に準じた職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の温泉6ページからごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は37万5,000円の増額です。職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の温泉5ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は37万5,000円の増額です。これは職員人件費の補 正に係る一般会計からの繰入金の増額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第75号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号は、原 案のとおり可決されました。

日程第20 農業委員会委員の推薦について

議長(板谷 信君) 日程第20、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、森照信君の退場を求めます。

(森 照信君退場)

議長(板谷 信君) お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員は2人とし、森照信君、北原茂則君、以上の方を推薦したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員は2人とし、森照信君及び北原茂則君を推薦する ことに決定しました。

森照信君の入場を許可します。

(森 照信君入場)

散 会

議長(板谷 信君) お諮りします。

12月9日から12月16日までの8日間休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から12月16日までの8日間、休会とすることに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時20分